

平成29年10月6日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：株式会社安藤・間 東京都港区赤坂6-1-20

2. 指名停止措置期間：3ヶ月 平成29年10月6日～平成30年1月5日

3. 事実概要

上記の事業者の社員二人が福島県田村市発注の除染事業において、田村市に対し改ざんした作業員の宿泊費領収書を提出し、事業費をだまし取ったとして、東京地方検察庁特別捜査部から詐欺罪の容疑で在宅起訴されたため。

4. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

以上